補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第百五十八号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五十八号」を「第五十七号」に改め、第五十四号を削り、同条第五十五号中「（同法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、同号を同条第五十四号とし、同条中第五十六号を第五十五号とし、第五十七号から第百十四号までを一号ずつ繰り上げ、第百十五号を削り、第百十六号を第百十四号とし、第百十七号から第百二十号までを二号ずつ繰り上げ、第百二十一号を削り、第百二十二号を第百十九号とし、第百二十三号から第二百三号までを三号ずつ繰り上げ、同条に次の三号を加える。

二百一　新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金

二百二　牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策整備交付金

二百三　牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策交付金

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　令和六年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂

財務大臣　加藤　勝信

農林水産大臣　江藤　拓

---

土地改良法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第百五十九号**

土地改良法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項及び第百二十六条、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十二条第一項並びに大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（土地改良法施行令の一部改正）

**第一条**　土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項第一号の三中「第十五項」を「第十六項」に改め、同条中第十六項を第十七項とし、第十二項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、第十一項の次に次の一項を加える。

12　法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により都道府県が流域治水土地改良施設整備計画（排水量の増大その他の治水上の機能の向上を図る農業用用排水施設の新設又は変更を施行することによりその区域内における湛水被害を防止し、農業生産活動の継続的な実施に寄与しつつ、当該農業用用排水施設が接続する河川の流域における治水に寄与することが明らかな地域についての当該農業用用排水施設の新設又は変更（農用地災害防止ため池整備計画又は湛水被害総合対策計画に従つて行う農業用用排水施設の新設又は変更を除く。）の施行に関する計画であつて、農林水産大臣の定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業に該当するものでなければならない。

一　農業用用排水施設の新設であつて、おおむね二百ヘクタール（田以外の農用地を受益地とするものにあつては、おおむね百ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

二　農業用用排水施設の変更であつて、おおむね百ヘクタール（田以外の農用地を受益地とするものにあつては、おおむね二十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

第五十条の二の二第二項第二号中「湛水被害総合対策計画」の下に「、流域治水土地改良施設整備計画」を加え、同項第九号中「新設又は」を削り、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　当該施設更新事業が流域治水土地改良施設整備計画に従つて行うものである場合にあつては、第五十条第十二項第二号に掲げる事業に該当するものであること。

第五十条の二の二第三項中「第五十条第十五項及び第十六項」を「第五十条第十六項及び第十七項」に改める。

第七十八条第一項第二号の十一を同項第二号の十二とし、同項第二号の十の次に次の一号を加える。

十一　法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、流域治水土地改良施設整備計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額

第七十八条第一項第八号の四を同項第八号の五とし、同項第八号の三の次に次の一号を加える。

八の四　市町村又は前条各号に掲げる者が行う土地改良事業であつて、流域治水土地改良施設整備計画に従つて行うものにあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の五十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

第七十八条第二項の表沖縄県の項中「前項第三号」を「百分の五十」に、「三分の二」を「前項第二号の十二」に、「百分の八十」を「百分の五十」に、「三分の二」を「前項第三号」に、「前項第八号の五」を「別表第五」に、「百分の五十」を「百分の五十」に、「前項第九号」を「別表第五」に改め、同表奄美群島の項中「前項第二号の十一」を「別表第五」に、「百分の五十」を「百分の五十」に、「別表第十一」を「別表第五」に、「八十」を「五十」に、「十一」を「十二」に改め、同表奄美群島の項中「前項第二号の十一」を「別表第五」に、「百分の五十」を「百分の五十